

池田市人権教育基本方針

平成 14 年 1 月 21 日
池田市教育委員会

1948 年、国連は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、「世界人権宣言」を採択した。それ以降、「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」等人権に関する多くの国際条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

そして、1994 年第 49 回国連総会において、1995 年から 10 年を「人権教育のための国連 10 年」とする決議を行い、人権教育とは、「教育・研修・宣伝・情報提供を通じて、知識やスキルを伝え、態度を育むことにより、人権文化を世界中に構築する取り組みである。」と定義した。

我が国においては、憲法の保障する基本的人権の確立に向け、各種の法律や制度の整備を進め、国際人権規約をはじめ様々な条約を締結するなど国際社会の一員として具体的な取り組みを進めてきた。そして、2000 年 12 月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行した。

本市においても、1997 年「人権を大切にすまちづくりの推進に関する条例」等を施行し、市民一人ひとりが人権を尊び、差別のない、明るく住みよいまちづくりを目指しその実現に努めているところである。しかしながら、依然として同和問題を始め、女性、障害者、高齢者、子ども、在日外国人等に係る人権問題が存在している。

同和問題をはじめ様々な人権問題を一日も早く解決し、人権が尊重される社会をつくるためには、すべての人々が人権とは何かを理解し、自らの課題と捉え、行動することが大切である。このことは、すべての人々のたゆまない努力によって達成されるものであるが、中でもその基礎となる教育の果たす役割は大きく、人権教育の一層の充実に努める必要がある。

以上の観点に立って、人権に関する国際条約、日本国憲法及び教育基本法等の精神に基づき、池田市の教育分野における人権教育の基本方針を次のとおり定める。

- 1 人権及び人権問題について理解を深め、主体的な思考力、判断力を養い、自らの課題として人権問題に取り組むとともに社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成を目指して教育のあらゆる場において人権教育を推進する。
- 2 社会の変化とともに、人権問題が様々な形で新たに発生する可能性のある問題であることをふまえ、その実態の把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。
- 3 市民一人ひとりが主体的に学習することを通じて、人権及び人権問題の理解と認識を

深め、様々な文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティを
保ちながら、豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学
習の充実・振興を図る。

- 4 人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践
力を身につけた熱意ある人材の育成を図るとともにその活用に努める。

本方針の実施に当たっては、教育の主体性と中立性を保ち、学校教育と社会教育の連携
を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して、総
合的に推進しなければならない。